山口家庭裁判所委員会議事録概要

- 第1 日 時 平成20年2月29日(金)午後1時30分
- 第2 場 所 山口家庭裁判所大会議室

第3 出席者

(委員・50音順)

宇和島正美委員,勝山浩嗣委員,加登田惠子委員,白石資朗委員, 末永光正委員,中山修身委員,西村寿美雄委員,野中百合子委員, 福田廣委員,安原清藏委員(委員長)

「オブザーバー 1

山崎正秀事務局長,池村嘉浩首席家裁調査官,刀禰紘道首席書記官

第4 議題

- 1 委員長あいさつ
- 2 意見交換 テーマ「少年事件における被害者への配慮の充実について」
- 3 委員長あいさつ

第5 会議経過

- 1 委員長からあいさつがあった。
- 2 意見交換等

(委員長)

本日の意見交換のテーマは,「少年事件における被害者への配慮の充実について」とすることで,前回の家裁委員会で了解をいただいている。本日は, まず始めに,少年審判廷と法廷の見学を予定している。

【審判廷等の見学】

【プレゼンテーション】

兒玉主任書記官及び田島主任家裁調査官から,本日のテーマについてプレゼンテーションがあった。

【意見交換の概要】

「 :委員長 :委員(委員長を除く。) :オブザーバー

: 説明者(兒玉主任書記官又は田島主任家裁調査官)]

平成13年4月1日から平成19年3月31日までの間に事件記録の閲覧・謄写等を認めなかった事例が1件あるが,どのような観点でそうなったのか。また,被害者配慮制度の案内等を行わない事件で,事実認定に争いがある場合が挙げられているが,どうしてか。

認めなかった事例は,審判が開始されず(審判不開始),要件を充たさなかったものである。

事実認定に争いがある場合には,被害者がいずれ証人尋問に立つこともあるので,被害者調査を事前に行うと証人尋問に影響が出たり,予断を与えたりするおそれがあるからである。

被害者配慮制度の案内等を行う事件で除外されている「被害総額が5万円以下の事件」というのは、1人当たりの金額なのか、それとも総額なのか、どのように整理しているのか。また、被害者の感情はいろいろあると思われるが、交通被害者も除外されているのはなぜか。事実認定の争いがある事件をはずすのはもっともだと思う。ただし、今回の処理方法では、事実認定の争いがない場合には早い段階で照会をすることになる。裁判所では、捜査側の資料により事実認定が行われる。少年の最初の審判段階で事実を争わず、少年の調書上は自白等になっている場合には、その後、事実認定を争っても、被害者配慮制度の案内が送付されることになる。その辺りのチェックはどのように行うのか。

被害総額5万円以下というのは厳密な基準ではなく,あくまでも目安であって,個々のケースごとに検討するようにしている。共犯,単独犯というこ

とも決めていない。

交通事件の被害者については数が多く,基本的には除外している。また, 民事で過失相殺の問題が生じる場合もあり,被害者として照会を行うと,混 乱を招くことになる。ただし,事案によっては家裁調査官に被害者の現在の 状況の調査をしてもらうこともあり,一律に被害者調査の処理をしていない わけではない。

事実認定に争いがあるかないかは,記録上見ており,争っていないものについては早期に被害者配慮の説明を行っている。微妙な場合には裁判官に相談するなど,事案に応じて対応している。

被害者配慮制度の案内等について,重大事件については別途協議するのはどのような意味か。

重大事件の場合には、被害者がかなり困惑しており、苦しみが深い状態である。そのような場合には、書面を送付するのではなく、家裁調査官が連絡を取って、話を伺うことが可能であれば行うというように個別に対応している。被害者に即時に書面を送付することにより、被害者に苦痛を与えるかもしれないので、時機についても裁判官と協議をしながら行っている。

現在の運用について、ご意見をお伺いしたい。

被害者配慮制度とは、被害者の知る権利に答えたものである。被害者から問い合わせがなくても、案内をすることはすばらしいことであるが、そのようなことをやっているわりには、謄写等の請求が少ないのはどのように考えればよいのか。

以前と比較して、問い合わせは増加している。電話で話を伺って、意見陳述などのいろいろな話がでてくるが、聞いているうちに被害者の気持ちが治まって、申出をされない方も結構いる。多いとか、少ないとかの評価は難しい。

照会に対して7割の回答があるというのは,全国的に高い。被害者の意見

陳述までいったり、調査官が被害者に会って話を聞くことは少ないが、これは県民性ということもある。また、被害者としては、避けて通りたいと思っている方も多い。中央では被害者の方が様々な主張をされているが、そのギャップはあると思う。

山口家裁で被害者の意見陳述を審判期日に行ったことがあるのか。

山口家裁で審判期日に意見陳述を行ったことはない。別の日に裁判官が直接聞いている。

「平成12年改正少年法の運用の概況」の資料9に閲覧・謄写の件数が出ているが、制度に該当する事件数は分かるのか。

被害者配慮制度については、「閲覧・謄写」「意見聴取」「結果等通知」の3つのカテゴリーがあるが、複数選択することが可能なのか。

意見聴取方法について、被害者の希望があって裁判所が決定することになると思われるが、希望から決定までスムースに流れるのか。判断が難しいことはないのか。

制度に該当する事件数の統計はない。

被害者配慮制度の3つのカテゴリーについては,複数選択することが可能である。

意見聴取方法については、申出人から希望を聞いて,なるべく,その希望 のとおりになるように考えている。

平成12年改正少年法の運用の概況の資料10に記載してあるのは,被害者からの申出によるケースであり,それとは別に裁判所が被害者に会わないといけないということで会ったケースは含まれていない。

裁判所からの照会に対する回答書で、「少年に対する処分」については、 複数回答するのか、それとも1つだけなのか。

特に複数か1つかは指示していない。通常,1つだけチェックされる方が 多い。もっと書きたい気持ちがある方は下欄に記載したり,便せんに書いて きたりすることもある。

記載の中には ,「処分の重さ」と「教育をしてもらいたい」という 2 つの 面がある。複数回答できるようにしたほうが分かりやすいのではないか。

これから検討していきたいと思う。

山口の地域性から消極的というのはそうなのかなあと思う面もある。一方, 重大事件やいじめ、深刻な事件の場合に、なぜ、そんなことが起きたのかを 知りたいという被害者のニーズが高いことも分かる。今回の制度は、説明し て欲しいという欲求に適合している。ただし、回答書の内容で、弁償してく れるように言ってくれるのか、謝罪するように言ってくれるのかなど民事に 関わる領域が多く、裁判所が調整してくれるのかというふうに思う方もいる。 そのような場合の受け皿はどのようになっているのか。

裁判所が橋渡しをしてくれると思う被害者も結構いるが,残念ながら,そ のようなことはできないので,手続教示で終わることになる。

裁判所の手続の中で、被害弁償や謝罪要求が明らかなケースの場合には、被害弁償や謝罪をしなさいということもある。突然、被害者に会うことは恐怖になるので、謝り方も考えないといけない。警察で謝罪を受け入れる状況かどうか確認してもらっている。被害者が謝りに来てもらうのは苦痛だという思いならば、手紙を書くように言い、警察へ手紙を受け取ってもらえるかどうか確認するようにしてと言ったり、保護観察所でアドバイスをしてもらって謝罪するようにと言ったりして目配りをしている。

謝罪の仲介を警察がすることは初めて認識した。

検察庁では、捜査をする時に被害者に話を聞いたり、被害者通知制度の中で確認していることもある。被害者の調書作成時に、少年に対する気持ちを確認することがあり、謝罪を受けるかどうかについて確認しており、嫌ですと言う方もいるので、そのことが何らかの形で分かるように工夫している。 弁護士が就いて示談したいという場合には、被害者に橋渡しをして、確認し て,受けるとか受けないとかを連絡している。

犯罪被害者に調査官が面接する際のスタンスは,カウンセリング的な傾聴なのか。それとも,少年に対する処分を決めるための被害者感情の確認なのか。この仕組みとどのように結び付いているのか。

示談を裁判所が背負うのは大変だと思う。法テラスで弁護士を紹介することが少年事件でできるかどうか確認してみたい。法テラスで紹介するルートができていれば、家裁が巻き込まれなくてよいのではないかと思う。

少年法の目的は少年の更生,健全育成であり,関係性の修復が重要である。 単に被害者の感情問題のみを解消するだけでなく,関係性の修復にも活用で きるような回答書に工夫できないのかと思う。

対象事件の全てについて一律に案内を送付しているわけではなく,ケースを見て,裁判官,調査官及び書記官で協議をして送付している。関係性を見て慎重に判断している。調査官の調査は,被害者のケアのためではないが,その辺りについては調査官が一応勉強しているので,話を聞くことにより多少のケアにつながっている。それ以上のケアには,他の機関に紹介等をして対応しているのが現状である。

謄写や意見聴取の対象者である「被害者等」について、被害者以外にはどの範囲なのか。

親,配偶者,兄弟姉妹などである。

少年法の改正についての意見をお伺いしたい。

少年に対する教育の効果が損なわれるので,弁護士会は法改正に反対している。その上で,あえて導入することになると,どんなことに配慮するのかは非常に難しい問題である。修復的司法の観点から,調査官が少年や被害者から事情等を十分に聴取して,十分に時間をかけてケアをした上で行うことが必要となる。今の設備のままでは無理である。民事のラウンドテーブルのようなところで行うことが必要と思う。少年の事情について被害者に聞いて

もらい,被害者の事情について少年に聞かせるようにする必要があると思う。

審判廷等を見てもらったことを踏まえて,何か意見を伺いたい。

この場で法改正についてあれこれ言ってもどうかと思う。

被害者が傍聴をするとしても、狭い審判廷では難しい。マジックミラーを 通してのようにやわらかな感じにはならないのかという感じである。少年法 改正で、刑事裁判に近づいていると感じている。

難しい問題である。今までは,少年に自分が犯した罪と向き合わせる方法として,被害者の声を直接聞く機会はなかった。被害者の「目には目を」だけでなく,少年の成長に役立つ形での意見陳述になるように配慮してもらいたい。

実施したとしてもどのくらい傍聴を行うことになるのか。

法制審議会の答申では、故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪と刑法211条の罪で、いずれも被害者を傷害した場合にあっては、生命に重大な危険を生じさせたときが対象とされている。山口家裁では年間に数件あるかないかである。

現行の少年審判においても、運用で被害者が在廷することはある。どのような事例で、どのような効果を考えているかを知っていれば教えていただきたい。

意見陳述を少年に聞かせる意味はあると思う。少年とのやりとりを被害者に傍聴してもらうというとき、事実の認定で、検察官が立ち会う場合もある。その局面では意味があるのではないかと思っている。裁判官と少年がやりとりをして、問題点が浮かび上がり、被害者がそれを傍聴して、少年がそこまで分からないのかといらいらしてしまうこともあると思われる。また、少年に資質上の問題があるような場合、被害者を逆なでするような発言を少年がしてしまうことも考えられ、被害者はもっと傷つくことになる。

例えば,被害者が冷静で,被害者と少年との関係を修復しなければならず,

被害者が出廷して、裁判官から被害者へ質問をして少年に答えを聞かせ、裁判官から少年へ質問をして被害者に答えを聞かせるということは想定できないのか。

事前に調査官が少年に投げかけをして、被害者の思いを受け止める少年のレベルが上がってきており、さらに、被害者の気持ちを調査官が聴取して、被害者の思いを少年に投げかける作業が十分にできた段階では、傍聴してもらうことは意味があるのではないかと思う。その作業が4週間という時間的制約の中でできるかどうかという感じであるが、傍聴できる局面をつくっていかないといけないという思いもある。

意見陳述において、刑事事件では、被害者がなぜ今日の事件が起きたのか原因や動機などを聞き、その後、被害者の意見を言うという制度を考えられているが、少年審判のものは違うと考えた方がよい。どのような趣旨で傍聴を認めるのかを法文に記載することが1つの問題である。教育や更生という観点が記載されているならば、趣旨がはっきりし、それに沿って傍聴を認めるべきであると思う。趣旨を理解した上で制度の説明をすれば、傍聴について誤解がないのかなあと思う。

怒りの感情をぶつけたいということになるのではないかと思う。少年の更生といわれても、そうは思われない。

傍聴を認める場面を考えないといけない。被害者が少年の言動を知りたいので、見てもらうのはよい。どう活かされるのかを分かってもらう工夫をしないといけない。

制度ができれば、傍聴を認めていかざるを得ないので、刑事裁判に近づく 傾向になる。

それを求める方向があれば,その方向にいかざるを得ないが,本来の趣旨 とのバランスが問題と思う。

被害者の全て知りたいという要求に応える方法であり、ビデオを見せると

か他の方法で対応できないのかと思う。

少年法の趣旨から考えて,厳罰化ではなく,保護していかなければならないという教育的視点から関わっていかなければならないと思う。審判廷は狭い。向き合うというテーブルが少年の教育に適した配置かなあと思う。被害者が加わった場合,被害者と対立姿勢となり,少年法の趣旨と異なる。被害者が座る位置をよく検討しないといけない。

具体的に座る位置はどこがよいと思うのか。

少年の後ろというわけにはいかない。違うような気がする。円卓がおもし るい。

裁判官と調査官の間又は裁判官と書記官の間になると思う。調査官が少年に対し、優しい聞き方をして被害者が憤慨することもあるかもしれないので、 裁判官と書記官の間と思う。

傍聴をする人が1人というわけではなく,複数の場合もあるので,少年の 後ろしか入れないのではないか。

複数では,今の審判廷では無理である。

傍聴できる人は通常は被害者だけなのか。

そうである。

被害者と少年が近いと圧迫感があり,ある程度離さないといけないと思う。 ビデオとか使用して,同室でなくてもよいかなという気がする。少年審判 廷では,保護者が並んでおり,少年と保護者は一体となっている。回りの要 因が配慮されないといけないという立場と本人が責任を負いなさいという立 場のせめぎ合いになる。傍聴した場合,被害者は保護者を含めて攻撃対象と するようになる。

殺人事件で親族を殺した場合、被害者でもあり、保護者でもあるようなことになる。このような場合、座る席をどうするのか難しい。少年がそういう 人が同席していたら審判を受けないと言い出すことも考えられる。重大事件 の場合は難しい。そうした状況下では,保護者が同席を求めても,少年の意向に従うこともあり得る。

重大事件の場合に,少年が表面上けろっとしている場合もある。それを見たら,余計被害者の怒りが倍増する。

審判廷は親密であり、少年を立ち直らせようとするための部屋である。被害者がいると、少年法の趣旨を損なう。また、新たに付加しようとしたことで、どちらも壊す部屋になるという印象である。

審判ではその内容が外へ出ていない。被害者中心で情報を取ると,個人情報が流れることを覚悟しないといけない。

被害者には守秘義務を課すことになるが、罰則規定はない。マスコミにとって、重大事件は他の刑事裁判と同じように、傍聴した人からイメージしたい、聞いてみたいという気持ちがある。どのように少年のプライバシーを守るかというのは、大きなテーマである。

傍聴すれば,和やかではなく,緊張した場面となると思う。それが意味のあるケースとしては,内省を促す場合である。いろいろなケースがあるので,必要と思うときに被害者を立ち会わせる形がよいと思う。

裁判所が、諸般の事情を考慮して判断していくことになり、裁判所の責任 は重い。

審判廷に対する予算的措置はどうなるのか。

山口だけではなく,全国的な視点から考えなければならない問題であり, 制度ができれば,趣旨が活かされる設備を検討していくことになろう。

今の審判廷は狭い。警備上の問題を考慮して,他の場所で代替できるもう 少し広いところで,傍聴席を後ろにして行うという方法にならざるを得ない。 ビデオリンク的運用ができるのであればいいかなあという印象である。

裁判員制度と似てきている。支部にはなく,本庁だけということもあるのか。

話は全くない。庁舎の改修等の機会に検討する方向になると思う。

山口家裁の少年審判廷は一つのモデルである。審判廷には大きなものもあれば,小さいものもあるし,平面のラウンドテーブルもある。

被害者が複数ということで、傍聴が多数のことはないのか。

1人が代表してという場合もある。

スペースが足りないから 1 人にしてくれでは , 傍聴の意義がなくなるのではないか。

事案に応じて,人数を制限するのかどうかは裁判所の判断となる。広い部屋で代替するかどうかは事件ごとに判断していく。

3 次回期日及びテーマ

平成20年度第1回家裁委員会については,山口地裁委員会との合同開催とし,平成20年7月7日(月)午後に裁判員模擬裁判を予定している。

平成20年度第2回家裁委員会については,半数以上の委員が8月に任期が満了し,委員が入れ替わる可能性があることから,開催については9月か10月とし,その他テーマ等の詳細については,後日書面で御意見をお聞きしたうえでお知らせしたい。

4 最後に,委員長からあいさつがあった。

以上